



Q31

自律教育相談の内容と 申し込みの方法は？



まずは
こちら

- 教育事務所・総合教育センターの自律教育担当教育支援主事・専門主事が相談に応じます。
- 年間通して，電話で受付を行っています。ご活用ください。

県教育委員会では，障害のあるすべての子に対する支援の充実を図るための「自律教育相談」を実施しています。相談にあたるのは，教育事務所・総合教育センターの自律教育担当教育支援主事・専門主事です。

通常の学級に在籍する障害のある子どもの特別な教育的ニーズに応じるため，地域や学校及び自律教育コーディネーター，学級担任，保護者等から寄せられる個々のケースについて，随時支援を行います。

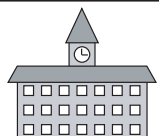
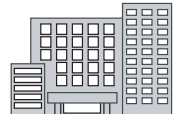
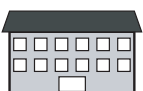
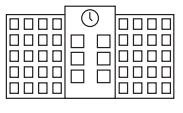
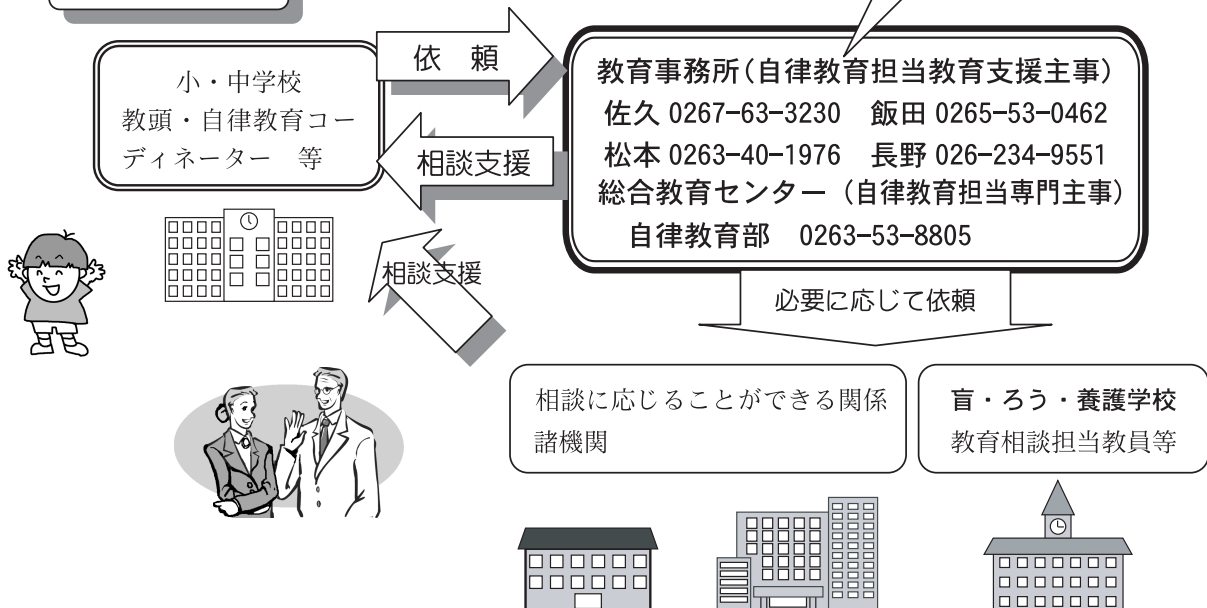
支援の内容

- (1) 障害のある子どものアセスメントとその理解
 - (2) 個別の指導計画の作成
 - (3) 授業における有効な支援方法，教材・教具づくり
 - (4) 校内体制としての支援の在り方，関係諸機関との連携
 - (5) 保護者支援 等
- ※ 緊急性の高いケース，突発的なケースに随時対応します。

- ① 随時，電話で申し込み
 - ② 教育事務所・総合教育センターから相談日時・場所等の連絡
 - ③ 教育的な支援の開始
- * 電話相談も受け付けています。



申し込み方法



【キーポイント】 校外からの支援体制が十分に整っていない地域もあります。そうしたときには，この「自律教育相談」を是非ご活用ください。